

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和6年9月17日（火） 午前9時57分開議

議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

議案第 82号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定について

議案第 83号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

---

○出席委員 8名

総務生活委員会

井坂章 委員長

井坂涼子 副委員長

鎌田政人 委員

田中高司 委員

鈴木道生 委員

雨澤正 委員

大内聖仁 委員

打越浩 委員

---

○欠席委員 0名

---

○委員外議員 0名

---

○説明のため出席した者

総務部 小倉健 総務部長

一家徹 税務事務所長兼資産税課長

大山登 市民税課長

内藤奈歩 市民税課長補佐兼係長

西野浩文 総務部参事兼総務課長

市民生活部 白土光伸 市民生活部長

鈴木泉美 市民課長兼市毛窓口所長兼前渡窓口所長兼佐野  
窓口所長

五島三恵子 市民課長補佐

海野美信 市民課長補佐兼係長

本 田 裕 子 市民課係長  
小石川 誠 市民課係長

---

○事務局職員出席者

議会事務局 石 崎 聡一郎 局長  
益 子 太 係長  
佐 藤 ゆかり 主幹

# 総務生活委員会

令和6年9月17日（火）

茨城県ひたちなか市議会

午前9時57分 開会

○井坂（章）委員長 これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案2件であります。

それでは初めに、議案第82号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議、令和6年定例会、第3回9月定例会、議案、議案第82号の順にフォルダをお開きください。また、追加資料があります。格納先は、S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和6年度、令和6年9月17日、配付資料にあります。

提出者の説明を願います。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第82号 市税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

○井坂（章）委員長 着座で結構です。

○小倉総務部長 失礼いたします。

改正内容をまとめた説明資料を配付させていただいておりますので、そちらのほうをご覧くださいただければと思います。ひたちなか市市税条例の一部改正についてという資料です。

今回は、国の令和6年度税制改正に関連して行います市税条例の改正でございます。既に定額減税に関する規定など、令和6年4月1日から適用されるものにつきましては、3月29日付の専決処分によって改正させていただいております。今回は令和7年、来年1月1日以降に適用となるものにつきまして所要の改正を行おうとするものです。

今回の改正は、改正概要の表にありますとおり、3点あります。

①としまして、市税条例34条の7の個人市民税における寄附金税額控除に関する規定の改正です。寄附金控除の対象となり得る公益信託に係る寄附金につきまして、公益信託に関する法律の改正に伴い所得税法が改正されたため、市税条例で引用しております所得税法の条項番号を変更するものであります。具体的には、所得税法第78条第3項の規定が、同条の第2項第4号に変更となります。

次に、②としまして、市税条例第56条の固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定の改正でございます。固定資産税の非課税の適用を受けられる専修学校等について、私立学校法の改正に伴いまして該当する条項番号が変更になったため、市税条例で引用しております私立学校法の条項番号を変更するものでございます。具体的には、私立学校法第64条第4項の規定が、第152条第5項に変更となります。

最後に、③として、市税条例付則の第5条の2、公益法人等に係る市民税の課税の特例に関する改正でございます。こちらは先ほどの①と同様に、公益信託に関する法律の改正に伴いまして地方税法に所要の規定が整備されたということで、重ねて市税条例に規定する必要がなくなりました。このため、不要となった市税条例の規定を削除するものでございます。具体的には、市税条例付則第5条の2を削除いたします。

以上、今回の3点の改正につきましては、引用条項番号の変更や上位法に代替規定が設けられたということによる関連規定の削除でありまして、市民への大きな影響や課税事務の大幅な変更は伴わない軽微な変更となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ないですね。では、質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第83号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第83号をお開きください。

提出者の説明を願います。白土市民生活部長。着座で結構です。

○白土市民生活部長 議案第83号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案書3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

現在、戸籍証明書につきましては、市役所窓口においてのみ交付を受けることができますけれども、市民の利便性の向上を図るため、令和6年11月15日からマイナンバーカードを用いてコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機からの交付を開始いたします。これに伴いまして、その交付に係る手数料の額を定める改正を行おうとするものであります。

新旧対照表の右側の新、条文をご覧ください。別表第1の2の部（1）の款中「450円」の次に「（多機能端末機を利用して交付することができる証明書を多機能端末機により交付する場合においても、同額とする。）」の波線部を加え、条例の一部を改正しようとするものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

ここで執行部は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(執行部退席)

○井坂(章)委員長 では次に、協議に移ります。

閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

12月定例会までに行う所管事務調査の案件についてご意見をお願いします。何かありますか。鈴木道生委員。

○鈴木委員 内容については正副一任でお願いできればと思います。もし何かあれば、ぜひご提案賜れば幸いです。

○井坂(章)委員長 分かりました。正副一任という話が出ましたので、その方向で検討させていただきます。

次回の総務委員会の日程について協議したいというふうに思います。候補日を最初に決めたいというふうに思っているんですけど。

それでは、次期定例会までに開催するかどうかも含めて、具体的な案件、日程は正副委員長にお任せいただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 ありがとうございます。開催する場合は予定通知にて連絡します。

(「どのくらいの日程だとか」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 では、雨澤委員。

○雨澤委員 ある程度の日程を定めていただけると非常にありがたいですが。

○井坂(章)委員長 分かりました。一応、日程案は調整はしているところなんですけれど、今のところ第1候補として上がっているのは、10月30日午前10時からということですが、この辺の都合はいかがでしょうか。10月30、これは水曜日か。不都合な方はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 分かりました。

それで、相手も、執行部もあることなので、調整等の関係もあるので第2案も示しますと、11月5日(火曜日)13時30分からということ考えておりますけれど、この辺はいかがですか。都合が悪い方は。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 何とかあります。これもオーケーですね。

では、第1候補は10月30日10時からということで、お含みおきください。相手の都合

によって11月5日になる場合もあるということで、この辺は確認したいと思いますので、よろしくをお願いします。

案件については後で追って連絡するというので、日程と案件を執行部と調整したいと思います。取り上げる案件は正副委員長にお任せいただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 では、そのように執行部と調整していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

では、4番目の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

Side Booksのホーム画面から、全議員共通、常任委員会、総務生活委員会、令和6年度、令和6年9月17日、配付資料、令和6年9月継続調査申出書(案)の順にお開きください。

閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明させます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申し出をするものでございます。

案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご理解が得られれば、この内容で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○井坂(章)委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 異議なしと認め、以上のように、閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出します。

その他ということですが、次に、その他に入ります。何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 特にないですか。

では、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして総務生活委員会を閉会します。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午前10時12分 閉会